

座間市教育委員会 3月定例会 提出議案一覧（追加）

議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
16	座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱	就学支援課長

議案第16号

座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱

座間市就学援助要綱の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月25日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

令和8年度の就学援助における一部対象経費の対象者の範囲を拡大いたしたく提案するものである。

## 座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱

座間市就学援助要綱（平成27年座間市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和8年度に小学校第1学年又は中学校第1学年に在籍する者のうち、令和7年度において第4条第1項第5号に規定する入学準備金（以下この項において「令和7年度入学準備金」という。）の交付を受けたものについては、令和8年度に適用される別表新入学学用品費等の項に規定する補助基準額から令和7年度入学準備金を控除した額を交付する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

座間市就学援助要綱新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>附 則 1・2 （略）</p>	<p>附 則 1・2 （略） 3 <u>令和8年度に小学校第1学年又は中学校第1学年に在籍する者のうち、令和7年度において第4条第1項第5号に規定する入学準備金（以下この項において「令和7年度入学準備金」という。）の交付を受けたものについては、令和8年度に適用される別表新入学学用品費等の項に規定する補助基準額から令和7年度入学準備金を控除した額を交付する。</u></p>